

令和 7 年 第 3 回定例会

# 道 志 村 議 会 会 議 録

令和 7 年 6 月 10 日 開 会

令和 7 年 6 月 13 日 閉 会

道 志 村 議 会

## 令和 7 年第 3 回道志村議会定例会会議録目次

|           |   |
|-----------|---|
| ○招集告示     | 1 |
| ○応招・不応招議員 | 2 |

### 第 1 号（6 月 1 0 日）

|                                     |     |
|-------------------------------------|-----|
| ○議事日程                               | 3   |
| ○出席議員                               | 3   |
| ○欠席議員                               | 3   |
| ○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 3   |
| ○職務のため議場に出席した者の職氏名                  | 3   |
| ○開会の宣告                              | 4   |
| ○村長挨拶                               | 4   |
| ○開議の宣告                              | 5   |
| ○議事日程の報告                            | 5   |
| ○諸般の報告                              | 5   |
| ○会議録署名議員の指名                         | 9   |
| ○会期の決定                              | 9   |
| ○一般質問                               | 9   |
| 長 田 和 夫 君                           | 9   |
| 山 口 栄 一 君                           | 1 5 |
| 仲 井 義 晶 君                           | 2 1 |
| ○散会の宣告                              | 3 0 |

### 第 2 号（6 月 1 3 日）

|                                     |     |
|-------------------------------------|-----|
| ○議事日程                               | 3 3 |
| ○出席議員                               | 3 3 |
| ○欠席議員                               | 3 3 |
| ○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 3 3 |
| ○職務のため議場に出席した者の職氏名                  | 3 4 |
| ○開議の宣告                              | 3 5 |

|                                       |     |
|---------------------------------------|-----|
| ○議事日程の報告                              | 3 5 |
| ○報告第 1 号の説明、報告                        | 3 5 |
| ○議案第 4 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決             | 3 6 |
| ○議案第 4 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決             | 3 7 |
| ○議案第 4 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決             | 3 9 |
| ○議案第 4 3 号、議案第 4 4 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決 | 4 0 |
| ○請願第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決               | 4 1 |
| ○請願第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決               | 4 3 |
| ○日程の追加                                | 4 5 |
| ○発委第 1 号の上程、説明、採決                     | 4 6 |
| ○発委第 2 号の上程、説明、採決                     | 4 7 |
| ○閉会中の継続調査について                         | 4 8 |
| ○村長挨拶                                 | 4 9 |
| ○閉議の宣告                                | 5 0 |
| ○閉会の宣告                                | 5 0 |
| ○署名議員                                 | 5 1 |

道志村告示第 17 号

令和 7 年第 3 回道志村議会定例会を次のとおり招集する。

令和 7 年 5 月 19 日

道志村長 長 田 富 也

記

1 期 日 令和 7 年 6 月 10 日（火）

2 場 所 道志村役場 2 階 議場

◎応招・不応招議員

---

応招議員（9名）

|       |           |     |           |
|-------|-----------|-----|-----------|
| 1 番   | 山 口 栄 一 君 | 2 番 | 佐 藤 進 君   |
| 3 番   | 佐 藤 建 蔵 君 | 4 番 | 半 田 博 敏 君 |
| 5 番   | 佐 藤 広 一 君 | 6 番 | 仲 井 義 晶 君 |
| 7 番   | 佐 藤 真 澄 君 | 9 番 | 長 田 和 夫 君 |
| 1 0 番 | 杉 本 孝 正 君 |     |           |

---

不応招議員（なし）

---

## 令和 7 年第 3 回道志村議会定例会

### 議 事 日 程 （第 1 号）

令和 7 年 6 月 1 0 日（火曜日）午前 1 0 時開会

- 第 1 諸般の報告
  - 第 2 会議録署名議員の指名
  - 第 3 会期の決定
  - 第 4 一般質問
- 

#### 出席議員（9 名）

|       |           |     |           |
|-------|-----------|-----|-----------|
| 1 番   | 山 口 栄 一 君 | 2 番 | 佐 藤 進 君   |
| 3 番   | 佐 藤 建 蔵 君 | 4 番 | 半 田 博 敏 君 |
| 5 番   | 佐 藤 広 一 君 | 6 番 | 仲 井 義 晶 君 |
| 7 番   | 佐 藤 真 澄 君 | 9 番 | 長 田 和 夫 君 |
| 1 0 番 | 杉 本 孝 正 君 |     |           |

#### 欠席議員（なし）

---

#### 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|         |           |          |           |
|---------|-----------|----------|-----------|
| 村 長     | 長 田 富 也 君 | 教 育 長    | 半 田 昭 仁 君 |
| 総 務 課 長 | 菅 谷 克 士 君 | 住民健康課長   | 山 口 かおり 君 |
| 産業振興課長  | 山 口 俊 一 君 | ふるさと振興課長 | 金 子 尚 章 君 |
| 教 育 課 長 | 山 口 登 美 君 |          |           |

---

#### 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 佐 藤 勇 樹 君

---

### ◎開会の宣告

○議長（杉本孝正君） ただいまの出席議員は9名で、定足数に達しております。

よって、令和7年第3回道志村議会定例会は成立しましたので、これより開会します。

（午前10時00分）

---

### ◎村長挨拶

○議長（杉本孝正君） ここで、長田村長から招集の挨拶をお願いします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 村長、長田富也君。

〔村長 長田富也君 登壇〕

○村長（長田富也君） 本日ここに、令和7年第3回道志村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さんにはご多忙の中をご参集いただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、私は、平成25年7月31日に、多くの村民の皆さんのご支援をいただき、村長に就任しました。以来12年間、村民の皆さんが安心・安全で豊かな道志村を実感いただけるよう、公約を掲げてきた様々な施策を推進してまいりました。

まず、村民の皆さんの安心・安全な暮らしを確保するため、地域の強靱化を進めてまいりました。主要地方道都留道志線道坂トンネル期成同盟会を設立するとともに、道志村国土強靱化地域計画を作成し、大規模自然災害に対して、本村における国土強靱化を推進する上で、事前に備えるべき目標も定めました。

これまで本村では、国道及び県道で雨量による通行止めが度々発生し、村民の皆さんや来訪者の皆さんに大変心配をかける状況が長く続いてきました。私はこの状況を打開する自らのトップセールスにより、関係各所へ強く状況の改善を訴え続け、その取組が理解を得られる結果となり、全ての箇所雨量による通行止めの解消をすることができました。

このことに加え、月夜野バイパスの早期完成や何より私の就任から強く推し進めてきた都留市、道志村間の防災トンネルの事業化は、安心・安全で豊かな村づくりを実現させ村民の生活環境の向上を図り、このふるさと道志村が未来を担う子供や孫たちの世代に引き継がれ、地域の活性化を図るため、最も重要な事業だと考え、取り組んでまいりました。

このほかにも、小・中学校一体型校舎の建設による連携教育の充実や村独自のALTの採用、小・中学校の無償化事業などにより、教育環境を充実させてきたほか、診療所常勤医師

の確保や善之木ヘリポートの整備、65歳以上の村民を対象とした温泉施設利用助成事業により、医療と福祉の充実を図ってきました。そして村を代表するイベントとなった清流の花火大会や演歌特別鑑賞会の開催により、村民の皆さんが元気になっていただける事業も創出してまいりました。

さらに、先週村民待望のローソン道志店をオープンすることができました。今や社会インフラとして機能を持つコンビニエンスストアは若者の定住や移住の促進に貢献でき、今後予定しているコンビニ商品の移動販売により、高齢者などの買物環境の改善を図り、住み続けられる地域を創生していくことができるものと考えております。

このように、私が掲げてきた様々な施策を実現できたことは、多くの村民の皆さんや議員各位のご理解とご協力のほか、山梨県をはじめとした関係者の皆様のご支援によるものでございました。改めて、この場をお借りして感謝申し上げますとともに、これからもふるさと道志村に住んでみたい村、住んでよかった村と思っていただける村となってくことを強く望んでおりますので、引き続き、ご理解とご協力くださいますようお願いを申し上げます。

さて、本定例会に付議しました案件は、令和7年度一般会計補正予算（第1回）のほか、令和6年度道志村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告、条例の一部を改正する条例1件、令和7年度道志村介護保険特別会計補正予算（第1回）の4案件であります。

議案の詳細につきましては、改めて説明させていただきますが、何とぞよろしくご審議の上、ご議決いただくことをお願いいたしまして、開会に当たっての挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

---

#### ◎開議の宣告

○議長（杉本孝正君） これより本日の会議を開きます。

---

#### ◎議事日程の報告

○議長（杉本孝正君） 本日の議事は、配付してあります日程表第1号のとおりであります。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（杉本孝正君） 日程第1、諸般の報告を行います。

監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、令和7年2月、3月、4月分の例月出納検査結果についての報告書が提出されております。その写しをお手元に配付し

ておきました。

次に、本日までに受理した請願は、お手元に配付してあります請願文書表のとおりとなっております。請願第2号、請願第3号の2案件については、総務文教常任委員会に付託しますので会期中に委員会を招集し、審議した結果の報告をお願いします。

また、本日、村長より追加議案2件の提出がありましたので報告します。

次に、地方自治法第121条の規定に基づき、議長において、今定例会に村長及び教育長に対し、説明員の出席要求を行いました。

次に、令和7年第1回定例会において議決した各委員会の閉会中の継続調査の報告を求めます。

議会運営委員長、佐藤進君。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 佐藤進君。

〔議会運営委員長 佐藤 進君 登壇〕

○議会運営委員長（佐藤 進君） 議会運営委員会の閉会中の継続調査について報告させていただきます。

令和7年第1回定例会において、議会運営に関する事項について、継続調査を要する旨を議長に申し出、令和7年3月14日の本会議において議決された件についての報告であります。

令和7年6月4日午後1時30分より、議員控室において、委員会を招集し、委員4名と議長、提出議案説明のため総務課長、職務のために議会事務局長の出席がありました。決定された事項は次のとおりです。

- 1、村長提出の報告1件と議案5件について審議すること。
- 2、一般質問の通告者は3名。
- 3、定例会の会期は本日より6月13日までの4日間とし、配付してある日程のとおりとすること。
- 4、請願について議題とすること。
- 5、議会運営委員会の閉会中の継続調査を申し出ること。

以上、5項目について決定いたしました。

以上で、議会運営委員会の閉会中の継続調査についての報告を終わります。

○議長（杉本孝正君） 総務文教常任委員長、佐藤建蔵君。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 佐藤建蔵君。

〔総務文教常任委員長 佐藤建蔵君 登壇〕

○総務文教常任委員長（佐藤建蔵君） 総務文教常任委員会の閉会中の継続調査について報告させていただきます。

令和7年第1回定例会において、所管事務の調査を要する旨を議長に申し出、3月14日、本会議において議決された件についての報告であります。

令和7年4月22日火曜日午後2時より、道の駅どうし2階会議室において、委員全員の出席で開催いたしました。中学校で行われた15の提言から取り上げた道志村の歴史、観光名所を折り込んだラップ、間伐材を使った絵馬、絵馬かけ場の作成、子供の施策をかなえる（継承）のための基金設立を検討いたしました。

以上、3件の進捗状況の報告と今後の取組の検討をいたしました。

5月29日木曜日午前10時より、議員控室において、委員全員と職務のため議会事務局長が出席し、委員会を開催いたしました。当面消費税一律5%への軽減を求める意見書の日本政府への提出について、請願書の説明を東京土木、書記、市川耕平氏より伺いました。

同日午後2時より、再審法改正を求める意見書採択に関する請願書の説明を弁護士の村松氏から伺いました。

以上で、総務文教常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終わります。

また、委員会の閉会中の継続調査の申出につきましては、所管事務の調査について、今後も継続調査をすることを決定いたしましたので、会議規則の規定により、議長に申出いたしました。

以上で、総務文教常任委員会の閉会中の継続調査の報告を終わります。

以上です。

○議長（杉本孝正君） 建設厚生常任委員長、佐藤広一君。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 佐藤広一君。

〔建設厚生常任委員長 佐藤広一君 登壇〕

○建設厚生常任委員長（佐藤広一君） 建設厚生常任委員会の閉会中の継続調査について報告させていただきます。

令和7年第1回定例会において、所管事務の調査を要する旨を議長に対し申し出、3月14日の本会議において議決された件についての報告です。

4月17日午後2時30分より、やまゆりセンターにおいて、全員協議会を開催しました。議長並び議員8名、議会事務局長の出席があり、建設厚生常任委員会より提案した道志村観光施設の現状視察について協議を行いました。

検討の結果、観光シーズンを迎え、観光者が来訪しやすい環境、観光地の安全管理等、設備状況に向けた監視を議会として行う。監視の日程は、4月22日に決定しました。参加者全員が雄滝、雌滝、的様を監視及び清掃を行いました。

また、建設厚生常任委員会では、今後も継続審査を要することと決定しましたので、所管事務の調査について会議規則の規定により、閉会中の継続調査を議長に申し出しました。

以上で、建設厚生常任委員会の閉会中の継続調査の報告とさせていただきます。

○議長（杉本孝正君） 広報常任委員長、佐藤真澄君。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 佐藤真澄君。

〔広報常任委員長 佐藤真澄君 登壇〕

○広報常任委員長（佐藤真澄君） 広報常任委員会の閉会中の継続調査について報告させていただきます。

令和7年第1回定例会において、所管事務の調査を要する旨を議長に対し申し出、3月14日の本会議において議決された件についての報告であります。

3月17日午前10時より議員控室において、広報常任委員会を開催いたしました。委員全員、議会事務局長の出席があり、道志議会だより第66号について、レイアウトや掲載する記事の内容について協議、編集を行い、3月28日印刷が終了し、4月1日、各自治会長により配布していただきました。

4月15日午後2時より、山梨県町村議会広報編集委員長会議が山梨県自治会館において開催され、私、佐藤が出席しました。

6月5日午前10時より議員控室において、委員全員、議会事務局長の出席があり、道志議会だより第67号のレイアウトや掲載する内容、日程について協議しました。

以上、広報常任委員会の閉会中の継続調査の活動内容でしたので、報告とさせていただきます。

また、委員会後、閉会中の継続調査の申出につきましては、所管事務の調査について今後も継続調査を要することと決定しましたので、会議規則の規定により、議長に申し出いたしました。

以上で、広報常任委員会の閉会中の継続調査の報告といたします。

以上です。

○議長（杉本孝正君） 以上で、諸般の報告を終わります。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（杉本孝正君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定により、第4番議員、半田博敏君及び第5番議員、佐藤広一君を指名いたします。

---

#### ◎会期の決定

○議長（杉本孝正君） 日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は議会運営委員長報告のとおり、本日から13日までの4日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 異議なしと認めます。

よって、本会期は本日から13日までの4日間と決定いたしました。

---

#### ◎一般質問

○議長（杉本孝正君） 日程第4、一般質問を行います。

一般質問の通告者は3名です。

一般質問の持ち時間についてですが、申合せにより、1人30分以内となっておりますので、時間内に簡潔明瞭に質問をお願いします。

---

#### ◇ 長 田 和 夫 君

○議長（杉本孝正君） それでは、通告1番、第9番議員、長田和夫君の発言を許します。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 長田和夫君。

〔9番 長田和夫君 登壇〕

○9番（長田和夫君） それでは、早速質問させていただくわけなんです、着座にてという

ことでございますので、着座しながら一般質問させていただきます。

それでは、一般質問、道志村役場職員についてという質問でございます。

地方自治体を取り巻く行財政環境は、地方分権の進展、三位一体の革命など、様々な制度改革により大変厳しい状況と変化しております。そのような中、行政に対する村民の要望は高度化、多様化しており、村民ニーズを的確に捉え、適切に対応すべく、地方自治体の役割はますます増大していますが、道志村の未来を担う職員は少ない人材でこのような変革の時代に対応していますが、村民サービスなどに支障があってはなりません。

そこで、次の点をお伺いします。

まず1点目として、現在の職員人数の管理状況についてですが、ホームページで公開されておりますが、正職員並びに会計年度任用職員全体の人数、男女別比率をお伺いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 総務課長、菅谷克士君。

〔総務課長 菅谷克士君 登壇〕

○総務課長（菅谷克士君） お答えします。

正職員の数は40名で、男性23名、57.5%、女性17名で42.5%となっております。会計年度任用職員については、38名で、男性5名、約13%、女性33名で約87%ですが、これは、保育所のパート、学童保育所の指導員、村単教員等の合計となっております。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 長田和夫君。

○9番（長田和夫君） それでは、再質問よろしいでしょうか。

正職員の人数のここ数年の動向はどのようでございますか。

また、会計年度職員が多く採用されていますが、今答えられた、もう一度、どのような施設に配属、何人されているかお伺いしたいと思います。

3点目は、他市町村での動向はどうでしょうか。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 総務課長、菅谷克士君。

○総務課長（菅谷克士君） まず、再質問の中の正職員の人数のこここのところの動向ですが、令和7年は40名ですが、昨年が41、令和5年が42、令和4年が38、令和3年が41、令和2年

が42、全て年度ですけれどもという状況でございます。ここ直近の数字です。過去には五十数名というところがあったんですけれども、それから直近の6年の人数をお答えさせていただきました。

また、会計年度任用職員の所属先という再質問の内容と捉えましたが、一番多いのが保育所のフルタイム及びパートタイムの保育士の先生方が9名、フルが3名、パートが6名という状況と2番目に多いのが学童保育の指導員、これも7名、あとは一般質問の答弁でも紹介させてもらった村単教員が4名、そのほかには診療所の事務員、また給食センターの調理員、やまゆりセンターの管理人、小・中学校の司書となっております。

もう一つの近隣の動向というのは、職員の動向という解釈でよろしいですか。人数というところですが、定員管理計画を全国で職員の見直しというか、人数を経常経費の削減でかなり近隣自治体も全国的には減らしているという報告は見たことは当然あるんですけれども、確かな数字というのは、今ここに資料にはご用意はしていないんですけれども、当時平成20年代に比べると全国的に減っているという認識はございます。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 長田和夫君。

○9番（長田和夫君） 次の質問に移させていただきます。

2点目として、人口に応じて職員定数が変動すると思いますが、現在の数値目標、今後の数値目標の考え方をお答えください。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 総務課長、菅谷克士君。

○総務課長（菅谷克士君） 村の職員の数は先ほどお答えしたとおり、現在40名という状況でございます。これは、平成28年度に策定しております道志村の定員管理計画にのっとり人数になっております。今後、財政状況とかも考慮しながら、類似団体の状況も勘案しつつ行政サービスの質を低下させることがないように、慎重に検討していく必要があると考えております。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 長田和夫君。

○9番（長田和夫君） これは再質問ではありませんが、正職員の人数について、増減については、災害などの有事の際、問題なく解決できるような体制でお願いしたいと思います。

それでは、3点目の質問に入ります。

3点目として、ここ数年、若手職員が退職し、他地方自治体に転職したようですが、若手職員への今後の対策の考え方をお伺いしたいです。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 総務課長、菅谷克士君。

○総務課長（菅谷克士君） ご指摘のとおり、若手職員の離職というのがございまして、このことについては、本村のみならず、県内の町村でも大きな問題となっておりまして、町村長会議等でも度々議論されている状況です。対策としましたら、若手職員が特に働きやすさの向上というところが離職防止につながるのではないかと考えております。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 長田和夫君。

○9番（長田和夫君） 最後に人材開発についてです。

職員一人一人が仕事に対するレベルや知識、能力の向上などを図るべく、人材育成が重要となりますが、どのような教育内容で計画的に実施されているかをお伺いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 総務課長、菅谷克士君。

○総務課長（菅谷克士君） 職員の人材育成につきましては、主に、甲府市にあります自治会館で山梨県の市町村総合事務組合が通年で開催しております職員研修に参加をしております。また、どうしても距離的な問題もありますので、多くの職員が参加できるように、講師を村に派遣していただいて研修を行う出張研修というのを毎年実施しております。内容については、毎年協議をしながら内容を変えながら実施している状況でございます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 長田和夫君。

○9番（長田和夫君） 再質問ではないんですが、若手職員の採用、育成、定着は将来の村政運営にとって極めて重要だと思います。今後もこの課題については注視したいと考えています。

それでは、続きまして次の質問に移らせていただきます。

農業振興についてでございます。

道志村において農業は地域経済や景観、食の安全を支える重要な産業であります。近年、

農業従事者の高齢化や担い手不足、耕作放棄地の増加など、様々な課題があります。スマート農業の導入や地産地消の推進、新たな販路開拓など、地域産業の可能性を広げる取組も注視されています。今後の振興策についてお伺いします。

農業に関心のある若者の移住希望者に対して、資金、技術、人脈などの大きな壁があります。新規就農希望者に対して、研修制度の充実、住居の確保などのような支援を講じているか。また、今後さらに支援を拡大していくかの考え方をお伺いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 産業振興課長、山口俊一君。

〔産業振興課長 山口俊一君 登壇〕

○産業振興課長（山口俊一君） それでは、長田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

新規就農希望者の方に対しましては、研修の制度につきましては、山梨県と共同で行っております育成を目的とした研修制度をご案内させていただいております。

この制度につきましては、研修を受けると就農準備資金としまして年間150万円、最長で2年間で支給される可能性がございます。また、就農後も経営が安定するまで年間150万円の支援を最大3年間受けられる制度となっております。

それから、住居の確保につきましては、道志村公共住宅整備計画に基づきまして、村営單身者共同住宅の建設を計画してございますので、移住希望者の方にもご利用いただきたいというふうに考えております。

また、農業に関心のある若者の移住希望者の方につきましては、山梨県の農地中間管理機構を通じた農地の確保等の支援もさらに今後強化をしていきたいというふうに考えております。

以上になります。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 長田和夫君。

○9番（長田和夫君） 再質問させていただきます。

実際に就農した方のうち、定着率はどの程度でしょうか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） お答えさせていただきます。

以前、この支援制度を活用して就農された方の実績は1名でございます。このほかに、地

域おこし協力隊での活動後に営農を営んでいる方は数名いらっしゃいます。

以上になります。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 長田和夫君。

○9番（長田和夫君） 定着率という形では今のところ何人というのは確定はできていないということでしょうか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） この制度をご利用された方で定着された方は、先ほど申し上げました1名でございますので、100%ということになるかと思えます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 長田和夫君。

○9番（長田和夫君） 次の質問をさせていただきます。

次に、地産地消の推進についてお伺いします。

地元農産物を学校給食や道の駅で活用することは、農業の安定収入につながるとともに、子供たちに地元の食を知ってもらう機会です。地産地消の推進、特に学校給食への地元食材の活用についてどのように取り組んでいるか、現状と今後の拡大方法についてお伺いしたいと思えます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） それでは、お答えをさせていただきます。

現在、地産地消の推進の一環としまして、道の駅どうしを通じて地元野菜を学校給食で活用をしていただいております。地元野菜につきましては、全体の使用量の約1割程度というふうに聞いております。このほかにも、6月中には道志産のクレソンや鹿などのジビエを使ったメニューを給食で提供する予定とのことでございます。

今後ですけれども、学校給食での活用をさらに増やせるよう、農家や学校の栄養士の先生と協議をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 長田和夫君。

○9番（長田和夫君） 大体農業の振興については分かりました。

最後に、村民の暮らしを第一に考えた行政運営を今後もお願い申し上げ、私の質問を終わりますが、ここで一言、村長にご挨拶をしたいと考えております。12年間村長、ご苦労さまでした。

終わります。

〔「ありがとうございます」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 通告1番、長田和夫君の一般質問を終わります。

---

#### ◇ 山 口 栄 一 君

○議長（杉本孝正君） 次に、通告2番、第1番議員、山口栄一君の発言を許します。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 山口栄一君。

〔1番 山口栄一君 登壇〕

○1番（山口栄一君） それでは、一般質問をさせていただきます。

長田村長、12年間の長きにわたり村政運営お疲れさまでした。長田村長の掲げる、住んでみたい村、住んでよかった村の実現に向けた村政運営において、道志村民の多くの人たちの悲願である新道坂トンネルの事業化や国道413線と県道都留道志線の雨量規制の撤廃など、またコンビニエンスストア、ローソン道志店の開業、また日本一とも言える子育て支援パッケージなどの多大な実績を上げられましたことに対して、村政に携わる一人として深く感謝を申し上げます。ありがとうございました。

今後も住んでみたい村、住んでよかった村の実現に向けて取り組んでいかななくてはならないと思い、質問をさせていただきます。

第1に、今後の道志村における労働者不足の解消に対する村の取組についてお伺いいたします。

現在、道志村の人口減少の理由の一つとして、職場の不足が大きな原因であるとアンケートなどの回答にも多く見られます。今後、企業誘致なども考えていかななくてはならないと思われるところではありますが、以下の質問をさせていただきます。

まず、1番目に、現在村内企業においても、企業努力で労働者の確保のため、社員住宅等の整備をしているところもあるようですが、そういう企業に対して、多少でも優遇できる施策はあるのでしょうか。また、なければ施策の制定をするのか、その施策が今後の企業誘致

に生かされる施策であるのか質問をいたします。担当課長、よろしくお願いします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） ふるさと振興課長、金子尚章君。

〔ふるさと振興課長 金子尚章君 登壇〕

○ふるさと振興課長（金子尚章君） それでは、山口議員の村内企業において労働者確保のための優遇施策があるかのご質問にお答えいたします。

現在、村において個人事業主向けの創業支援の補助金がございますが、企業の労働者確保のための社宅整備などの優遇制度はもとより、企業誘致に利用できる補助事業はありません。

今後、移住定住を進めていく上でも、働く場所の確保は道志村の大きな課題であると認識しております。現在策定中である新規総合計画、総合戦略において、企業誘致に係る施策についてその必要性や有用性を検討してまいりたいと思います。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 山口栄一君。

○1番（山口栄一君） 再質問になりますが、今、総合計画のほうに調査をしているところで、反映させていきたいとの答弁等があったと思うんですけども、具体的に道志村の中でそういう税制対策とかできるものというものはあるのでしょうか。

〔「税制か」という声あり〕

○1番（山口栄一君） 例えば、優遇措置で住宅等の固定資産税の優遇とか、そういう措置等の考えはないのでしょうか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 総務課長、菅谷克士君。

〔総務課長 菅谷克士君 登壇〕

○総務課長（菅谷克士君） 過疎法における固定資産税の優遇制度があるんですが、これはちょっと話の中に出てきている社宅等にはかかわらず、例えば、工場の会社だとか、あとは民宿、旅館とかの建物等は固定資産税の減免という形で、制度上、過疎法で道志村でも活用している企業もございますので、そういった優遇はあります。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 山口栄一君。

○1番（山口栄一君） 再々質問になりますけれども、その部分を社員住宅等に反映するとい

うことはあり得ないことなんでしょうか。ちょっと教えていただきたい。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 総務課長、菅谷克士君。

○総務課長（菅谷克士君） 今ご紹介した過疎法における減免は、住宅というところが適用にはなっていないので、ご質問というかご意見のところには適用されないという回答になります。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 山口栄一君。

○1番（山口栄一君） 答弁ありがとうございます。

では、次の質問をさせていただきます。

現在、村内でも労働人口の減少が募集しても人が集まらない、そんな傾向があるのが実態であると思われませんが、村営住宅の設置により労働者の確保も期待できると思われませんが、現在の住宅建設の進行状況とどれくらいの規模で、何年ぐらいの計画で行われるのか、答弁をお願いします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 産業振興課長、山口俊一君。

〔産業振興課長 山口俊一君 登壇〕

○産業振興課長（山口俊一君） それでは、山口議員のご質問にお答えをさせていただきます。

村営住宅の建設につきましては、本年度建設予定地の用地測量を行いまして、その後、土地の買収を行う予定となっております。建物につきましては、令和8年度に8世帯が入居できる単身者共同住宅の建設を計画してございます。

以上になります。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 山口栄一君。

○1番（山口栄一君） 再質問になりますが、今、令和8年を目標に8世帯という単身者住宅ということですが、この単身者住宅の場合は、あまり規制はないわけですか。村費でやるので誰でも入れる。例えば、外国人であっても入れるとか、その辺をちょっと縛りがあるのかどうかをお聞きしたいです。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） お答えさせていただきます。

単身者共同住宅につきましても、今後要綱について制定をしていきますので、その中でいろいろ協議をさせていただきたいと思います。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 山口栄一君。

○1番（山口栄一君） 答弁ありがとうございます。

今後の検討ということでもありますので、なるだけ、あまり条件をつけないでいろんな人が入れるようなものにしてもらえればありがたいと思います。

続きまして、別の質問をさせていただきます。

村内の携帯電話の電波障害による不便さの解消への取組についてなんですけれども、最近多くの住民から携帯電話がつながらなくて困るとの要望を聞くことが多くなってまいりました。NTTやドコモ、ソフトバンクなどの事業者に連絡して各種の機械を送ってもらい試したが、やはり駄目だとの話が多かったです。

村内の各地を調べたところ、川村から下神地と川原畑から和出村が特に悪いところとなっているようです。今や携帯電話は生活には欠かせないツールとなっているので、住んでみたい村、住んでよかった村になるための大きな弊害であると思われます。また、災害時や健康の悪化したときの緊急連絡の際に欠かせないものと思われますので、質問をさせていただきます。

最近の電波障害の原因について、村当局が把握しているところをお聞かせください。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） ふるさと振興課長、金子尚章君。

〔ふるさと振興課長 金子尚章君 登壇〕

○ふるさと振興課長（金子尚章君） それでは、山口議員の村内携帯電話の電波の状況を村で把握しているかの質問にお答えいたします。

村で正式に電話状況の調査を行っていないので、原因や状況を把握してはおりません。村内で電波状況が悪い地域があることの認識はしています。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 山口栄一君。

○1番（山口栄一君） ただいま答弁の中で、原因調査していないので、一応、村当局ではそういうところを把握していないという話であります。どうしても災害時とか必要なものになるので、その辺は把握していただきたいと思います。

また、先般、来ました総合計画の18歳以上のアンケート中にもその辺の項目があったと思いますので、集計をした後でも構いませんので、その辺、結構な苦情等が来ているので、ちょっと対処していただければありがたいと思います。

続きまして、次の質問で、対策として行政主体でできる補助事業などは把握しておりますでしょうか、よろしくお願いします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） ふるさと振興課長、金子尚章君。

○ふるさと振興課長（金子尚章君） それでは、行政主体で対策できる補助事業があるかのご質問にお答えいたします。

総務省関東総合通信局に確認したところ、各通信事業者のサービスエリア内の電波状況改善に係る国庫補助事業はありません。非居住エリアの電波圏外解消のための携帯電話等エリア整備事業という補助事業はございますが、居住エリアについては、基本的に通信事業者の責任において整備するものと国では認識しているとのことです。

電波状況の改善は個人でできることは限りがあると考えます。今後、村でできる施策としては、各通信事業者へ村として電波状況の改善の要望をしていきたいと考えております。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 山口栄一君。

○1番（山口栄一君） ありがとうございます。その辺の補助事業はないということで、事業者がやるしかないということだと思います。事業者を選択するのも個人の選択なので、入るようなところがあれば、共有できればありがたいと思います。また、村でそういう対策がもしできるのであれば、やっていただければ大変ありがたいと思います。

最後の質問をさせていただきます。

熱中症対策の義務化の制定に伴う道志村の今後の取組についてお伺いいたします。

近年、気候変動に伴い、暑さも激しくなってきました。道志村においても各家庭でエアコンの設置が急増してきました。室内外の仕事に対する熱中症対策の義務化に伴い、各企業や自治体が対策を行っております。道志村においても対策に取り組んでいるところで

はありますが、改めて質問させていただきます。対策としてどんなことを行っておりますか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 総務課長、菅谷克士君。

○総務課長（菅谷克士君） 道志村職員が勤務しております村役場等の施設についてはエアコン等を設置して対策を実施済みでございます。

また、気温が高いような時期、夏場、屋外での作業に従事する者については、十分な休憩、休息時間の確保と、あと小まめな水分補給などの対策を講じるように周知しているところでございます。

また、熱中症の危険が予測される夏場について、広報紙とあと告知端末等で熱中症予防の啓発を行っているほかに役場庁舎や、やまゆりセンターなど、クーリングシェルターに指定しまして住民の皆様が暑さをしのげる場所の提供も併せて行っております。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 山口栄一君。

○1番（山口栄一君） 答弁ありがとうございます。

結構、これから暑い夏が来れば、毎日救急搬送される方が全国では多くなっております。道志村においても、やっぱりここ数年、暑さが一段と厳しくなっておりますので、働いていただく方に対しても危険の周知というものをさせていただいて、事故が起こらないようにしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

続いて、もう一つの質問なんですけれども、村民住宅と村管理の施設で、いまだエアコンの未設定の施設はどれくらいあるのか。また、未設備施設の今後の設置スケジュールはどうなっているのか、質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 総務課長、菅谷克士君。

○総務課長（菅谷克士君） 村で管理しています施設については、役場庁舎、あと小・中学校、保育所、やまゆりセンター、道の駅どうしなどの多くの人が集まる施設についてはおおむねエアコン等、設置済みでございます。また未設置の施設については、一部を除いた村営住宅や消防団の詰所、あとは地区コミュニティセンターなどとなっております。

設置のスケジュールについては、施設の内容によって必要に応じて今後計画していきたいと思っております。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 山口栄一君。

○1番（山口栄一君） 再質問ではないですけども、未設置の場所については、早急な対応をしていただいて、一人一人が安全な暮らしができるように、村政でできるところには手を加えていただければと思いますので、よろしく願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（杉本孝正君） 通告2番、山口栄一君の一般質問を終わります。

---

#### ◇ 仲 井 義 晶 君

○議長（杉本孝正君） 次に、通告3番、第6番議員、仲井義晶君の発言を許します。

〔6番 仲井義晶君 登壇〕

○6番（仲井義晶君） 早速ですが、一般質問をさせていただきます。

1つ、広報どうしの郵送廃止についてということですが、先日令和7年4月から広報どうしの送付廃止を実施する内容の書類が住民に送付されました。現在、広報の配布は、自治会員には自治会が、会員以外には郵送という二通りがあると思いますが、郵送対象者への次の3点について選択を求めています。

自治会への加入、近所で5軒以上のコミュニティーを検討、3、車がなくて広報配布予定地に行けない場合などです。これまで当たり前に受け取ってきた広報ですが、医療、福祉、教育等、生活に必要な情報源であり、村としても100%届くような対応を行ってきたと思います。しかし、車がある人はともかく、1、2については、地域内での人間関係が希薄でなかなか関係が持ちにくく、車がない人にとっては、今までどおりの郵送でいいと言う人もいます。村が取りこぼしのないように十分確認することが必要と思います。

その上で、質問1、郵送廃止の理由としては、24年10月1日からの郵便料金の値上げに起因すると思われますが、数量、費用にどれほどの逼迫性があるのか、村長の考えをお聞きしたい。よろしくお願いします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 村長、長田富也君。

〔村長 長田富也君 登壇〕

○村長（長田富也君） 仲井議員の一般質問については、担当課長より回答させていただきます。

す。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 総務課長、菅谷克士君。

〔総務課長 菅谷克士君 登壇〕

○総務課長（菅谷克士君） まず、当初予算の編成において、上昇傾向でありました経常経費の抑制を全職員にまずは指示したところであります。その上で、出納室より郵送していた支払通知書を廃止するなどして、経費の削減に努めております。

なお、広報の直送対象者については、現在132件で郵便料については、1件につき126円です。なので、年間で20万円程度の予算額となっております。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 仲井義晶君。

○6番（仲井義晶君） 再質問をします。

聞いたところそれほど、年間20万円という程度なんですが、補正予算でも来年度の一般会計予算でも十分つけられる金額だとは思いますが、村が発信する情報は、村民の生活にとって全てであり、その意味では全ての人に届くようにするべきだと思います。まして、広報は税金で作っているのだから、税金を払っている村民には情報をもらう権利があると思います。村もそのことに配慮しているというふうに思いますが、取りこぼしがなく、100%村民の手に届くようにできるのか、ぽっと出た村の方策には困惑する村民もおります。予算が全てではなく、少なくともしばらく十分な議論が必要かと思われるけれども、どうでしょうか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 総務課長、菅谷克士君。

○総務課長（菅谷克士君） 議員おっしゃるとおり、十分な議論というのは今後必要になってくるとは思いますが、ただ、20万円が高いか安いかわという問題もまた捉え方にもよろうかと思えます。ただ、冒頭で申し上げたとおり、経常経費の削減には常に気をつけて、いろんなものを見直せるものは見直したりとか、近隣の状況も踏まえながら協議をしておりますので、そのことについてはご理解いただきたいと思います。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 仲井義晶君。

○6番（仲井義晶君） 広報が村民全員に行き渡らなくてもよいということもあるようですが、情報は必ず村民に届けなきゃいけない。それは今の方法で100%保障されるかどうかというのは、やはり不安視する声も出ていますが、再度そのことについてお聞きしたいと思います。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 総務課長、菅谷克士君。

○総務課長（菅谷克士君） 情報の伝達の方法については、もちろん村は様々なツールを使いながら行き届くようには、今までもそうですけれども、今後発信していきますので、届かなくていいという考えは全く村としては考えておりません。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 仲井義晶君。

○6番（仲井義晶君） そういう面ではよろしくお願ひしたいということで、次の質問に移らせてもらいます。

2番、移住者の中には自治会に入り、民生委員も経験した人もいますが、全体から見れば少数です。大半の移住者は、役場や村民から、面倒だから自治会に入らないほうがよいという話を聞き、そのように判断してきた人も多々いらっしゃいます。今になって広報のために自治会へ加入するというのも虫のいい話だと思いますが、また、5軒以上のコミュニティーを組織するのも、近隣との付き合いも薄く、現実的ではありません。個々の判断に任せず、対象者にきっちり説明することが必要と思いますが、村の考えをお聞きしたい。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） ふるさと振興課長、金子尚章君。

〔ふるさと振興課長 金子尚章君 登壇〕

○ふるさと振興課長（金子尚章君） それでは、仲井議員の質問にお答えいたします。

今回の広報の郵送廃止については、郵送費値上げを契機とした全庁的な経費削減、最少の費用で最大の効果を上げるため、改めて近隣市町村の状況を確認したところ、1団体を除き、個別郵送は行っていないことが判明しました。

また、自治会長や組長の輪番により、雨や雪など天候が悪い日も配布いただいております、村の費用が一切かからない自治会加入世帯と、郵送費用と発送準備に伴う作業に係る人件費、封筒などの費用が発生する個別郵送世帯との間に格差が生まれ、公平性が失われていることが一番の問題であると認識いたしました。

面倒な個別配布を地域のためにしていただいている村民が、自治会に加入していない世帯のほうが村のサービスが手厚いとしたとき、どのように思うのでしょうか。相互で納得できる仕組みづくりが必要となります。自治会を抜けたほうが楽だし、サービスも手厚いとなれば、脱退する世帯が増え、自治会の衰退が加速するおそれがあります。

自治会は地域の課題解決や住民福祉、環境美化、防災、防犯、見守りなどを担う、まさに共助を体現する村にとって最も重要な組織です。今回の広報の郵送廃止に関する村の対応は、まず、車のない高齢者世帯などが電話での申込みをいただいた後、確認の上、これまでと同様に郵送を継続します。また、ライフビジョンの端末での広報の閲覧方法を再度周知いたします。

紙媒体を希望する世帯については、公共施設に取りに来ていただくか、自治会への加入、5軒以上の広報配布コミュニティの郵送の選択制です。

自治会への加入、コミュニティの参加は任意であり、村で強制するものではなく、ご自身のライフスタイルに合わせ、個々の判断に任せることが最善であると考えます。どの対応についても、面倒をおかけすることになると思いますが、自治会加入者は、その面倒を従来から担ってきております。今回の対応が郵送経費云々だけでなく、格差是正による公平性の担保ということをご認識いただき、ご理解いただきますようお願いいたします。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 仲井義晶君。

○6番（仲井義晶君） 再質問します。

今、いろんな提案をされましたけれども、全体をまとめるのは相当な時間が必要かと思いますが、いつ頃、郵送廃止というのを考えておられたのでしょうか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） ふるさと振興課長、金子尚章君。

○ふるさと振興課長（金子尚章君） 具体的な、どのくらいの期間かというのは決めてはいないんですけれども、4月にこちらの対応をお願いしますという通知をさせていただいたとき、半年から1年程度かなと思っている状況です。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 仲井義晶君。

○6番（仲井義晶君） これは再質問ではないんですが、少なくとも村民の意見を十分に反映した結論を出していただきたいというふうに私も、やっぱり公平性を担保にするということは、一番必要なことなので、そのことを重々念頭に置いて村民への議論を深めていただきたいというふうに考えております。よろしくお願いします。

では、次の質問です。

広報の配布を自治会に、委託料を支払った会員に委託配布していますが、コミュニティーということになれば、委託は発生するかどうか、村の考えをお聞きしたい。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 総務課長、菅谷克士君。

○総務課長（菅谷克士君） 広報の自治会配布について、委託料を今現在お支払いしている状況ではないです。

よって、コミュニティー組織が設立されても委託料をお支払いする予定はございません。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 仲井義晶君。

○6番（仲井義晶君） 委託料でなくても自治会には、それ相応する金額を納めているという状況はあると聞いていますが、その辺はどうなんでしょうか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 総務課長、菅谷克士君。

○総務課長（菅谷克士君） ありません。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 仲井義晶君。

○6番（仲井義晶君） 全くそれはないということで、理解していいんですね。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 総務課長、菅谷克士君。

○総務課長（菅谷克士君） 恐らく報酬、自治会長の年間報酬のことをおっしゃっているのかなと思いますが、これは広報配布のみならず、全ての自治会長の業務に対する年間報酬でございますので、このうち、広報の部分はというところは全く積算はしていないので、これは自治会長への年間報酬、各種委員報酬と同様にお支払いする、条例で決めているものですので、ちょっと広報とは離してご理解いただきたいとは思っております。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 仲井義晶君。

○6番（仲井義晶君） 2番、公共交通問題について。

5月19日付、道志村過疎地有償運送に関する意見書に対する回答が議会にありました。意見書は、車がなければ村では生活できないことを全員協議会で共有し、議会として提出したもので、過去にも2019年3月25日に道志村村議会議長宛てに高齢者の村外の病院等への送迎についての請願と併せて2回ほど、議会及び村民から要望を出した経緯があります。

また、それ以前、2013年5月24日には、役場担当との合意を得て、公用車を利用した村内循環を主とした早期施行を計画していました。ところが、現実の見通しはなく、その後、公共交通は遅々として進みませんでした。やむなく、移住者同士の相互助け合いで村外の病院送迎ボランティアを2019年10月から開始、現在も継続しております。2020年2月2日、村長から、現在はバスの移動をお願いしたいと、バスや福祉タクシーへの助成は今後の検討をする、この課題は現在実現しています旨、議会に回答がありました。

以上の経緯から、10年以上も前から村民、議会は村に過疎地有償運送の必要性を訴えてきましたが、喫緊の対策として、村、村民、議会が一体となったチームづくりが不可欠との要望には答えが出ていません。

そこで質問します。

1番、現在、次期道志村総合計画策定に向けたニーズ調査を実施しているさなかで、公共交通対策の優先度、費用対策の意見を参考に対策を講じることだが、令和4年1月31日から2月15日の間に既に道志村に在住する18歳以上の村民から1,000人を無作為に抽出、回収数471件、うち有効回収数470件、47%が回収されています。

回収アンケートの15ページ、道志村施策についての評価で、不満傾向の合計値で公共交通の整備が57.2%で最も多い、前回との比較も必要だが、住みたくない理由でも買物不便、交通不便、老後の不安が上位を占めています。既に活用できる資料があるにもかかわらず、利用しないのは理解できないのですが、今、決められると思いますが、村の考えをお聞きしたい。村長に回答をお聞きしたいです。よろしくお願いします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） 仲井議員の一般質問については、担当課長より回答させていただきます。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） ふるさと振興課長、金子尚章君。

○ふるさと振興課長（金子尚章君） それでは、仲井議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の趣旨は、令和3年度に村が実施した現行の道志村総合計画の中間検証アンケートの道志村施策の評価において、公共交通の整備への不満が最も多いので、そのデータを基に最優先で事業を実施すべきとの趣旨であると思います。

村としてもそのデータは把握しておりますが、実際には、バス路線の利用者は少なく、アンケート結果と乖離しているのが実情です。また、住みたくない理由の上位、買物が不便だから、交通が不便だからについては、公共交通が理由ではなく、峠を介しての長時間の移動があるので、不便であることと認識しております。

今回の新規総合計画のアンケートでは、一步踏み込み、施策の優先度及び費用規模について設問を設けました。これにより、村としてどの事業に経費をかけて、優先的に講じるか、住民の民意を確認できるため、以前のデータではなく、最新の結果を基に施策の優先度を決めていきたいと考えます。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 仲井義晶君。

○6番（仲井義晶君） 再質問です。

道志村と都留の間は、来年度の8年に都留市内では富士急バスの運行を廃止するというお話を聞き、都留市の公共交通については、オンデマンドタクシーで今後の運営を図っていくというふうなお話を聞きました。少なくとも、都留のほうでは令和4年度から市民から移動ニーズの調査、把握を行っており、これまでの総合計画からのアンケートの内容も加味して作成したと聞いております。

またそれとあわせて、令和5年度にA I デマンド交通の実証運行を2か月程度行い、好評だったので、本格化を目指しました。つまり、何年かかけて計画を継続してきたことだからできたと思われる事業ということであります。

道志村でも実用化の兆しはあったと思われますが、今後、陸の孤島になりかねない状況に迫ってきています。少なくとも、危機意識について、どのような状況があるのか、お聞きしたいです。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） ふるさと振興課長、金子尚章君。

○ふるさと振興課長（金子尚章君） それは都留の路線バスがなくなることへの危機意識ということでよろしいですか。

○6番（仲井義晶君） 要するに、道志村の都留への交通網が途絶えるんじゃないかという不安に対する危機意識ですね。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） ふるさと振興課長、金子尚章君。

○ふるさと振興課長（金子尚章君） 以前、都留の路線バスがなくなって、デマンド交通になるということは、都留のほうの担当者より聞いて存じておるんですけども、それに伴いまして、やはり危機意識といえますか、既存の路線バスが都留の分の補助金が令和8年度から支払えなくなることによって、道志村の都留方面に対策を早急に考えなければならないということで、そういった意味でも危機意識というか、早急に検討していかなければならないという意識ではございます。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 仲井義晶君。

○6番（仲井義晶君） 買物難民や車がないと困る、老後の不安と住みたくない理由は、これまでのアンケートや聞き取りなど、既に出ています。随分昔から、水カフェ道志の移住者向けのチラシにも同様の問題が掲載され、あれからどれくらいの年月がたったのですが、住民からの請願書が出され、議会でも意見書を出しました。でも総合的な交通問題として、抜本的な解決には至っていません。何が交通問題について停滞の原因になったのか、お聞きしたい。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） ふるさと振興課長、金子尚章君。

○ふるさと振興課長（金子尚章君） 以前より、そういった交通に対する対策をしてくれとの要望をしていたのに、これまで進んでこなかった理由ということだと思いますけれども、やはり現行で村の公共交通として使っている路線バスの使用率が少ないというのが、やはり一番の問題であるかなと思われま。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 仲井義晶君。

○6番（仲井義晶君） 都留もそうですけれども、やらなければ分からないという事業もできますが、やっぱり道志村でなくても具体的に動くという方向を少なくともやり始めることも必要だと思います。今後、実践に向けた方法をできるだけ早く出していただきたいというふうに考えております。

では、次の一般質問です。

最近の道路運送法では、地域公共交通会議が決定権を持ち、公共交通対策は、村の一存では決められないということですが、村の意向が強く、交通事業者によることが困難な場合は、協議が調ったとみなすことができるとあります。これは、令和6年4月25日の関東運輸局の道路運送法の基本知識から掲載したのですが、そのことについて村の意向を今、十分に表に出せるという、あるいは国の方針も出たというふうに考えますので、もう村が構想している長期的で、持続可能な公共対策というのは、どのような形態なのか、村の考えをお聞きしたいと思います。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） ふるさと振興課長、金子尚章君。

○ふるさと振興課長（金子尚章君） それでは、仲井議員の質問にお答えいたします。

道路運送法に基づく地域公共交通会議は、自治体や交通事業者、利用者、国の関係機関などで組織し、地域の実情に応じた適切な公共交通対策の合意形成を図る場となります。関東運輸局に確認したところ、地域公共交通会議で合意がなされれば、どのような形態での運用も可能とのことでした。

仲井議員が言う、村の意向が強く交通事業者によることが困難な場合は、協議が調ったとみなすことができるとは、バス事業者との合意がされず、バス事業者が撤退し、村単独の交通対策を実施する場合であると思います。

村で考える長期的で持続可能な公共交通対策とは、バス会社やNPO法人が村内にない道志村においては、既存バス事業者と連携し、道志村の実情を踏まえた公共交通対策を構築していくことと考えます。

既存バス事業者が一度撤退すれば、再度復活することは極めて困難であり、取り返しのつかないことになります。村単独の一時しのぎの対策ではなく、既存バス事業者と協調し、連携を深め、対策を講じていくことが最も持続可能な対策であると考えます。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 仲井義晶君。

○6番（仲井義晶君） ありがとうございます。

3番の質問に移ります。今後、村、村民、議会が一体でオープンな議論ができるチームづくりが早急に必要と思われますが、村の考えをお聞きしたい。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） ふるさと振興課長、金子尚章君。

○ふるさと振興課長（金子尚章君） それでは、質問にお答えいたします。

今回、新規総合計画・総合戦略審議委員は、村、村民、議会の代表者で組織されており、公共交通対策も含めた今後の村の施策を検討してまいります。そちらのほうで協議していきたいと考えております。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 仲井義晶君。

○6番（仲井義晶君） 質問はありませんが、意見として言わせていただければ、次の全員協会で発言したいと思います。村民のほうからもこの交通問題について、非常に積極的に関心を持っている方もいらっしゃいますし、今回のアンケートでも出された経緯もございます。できれば、そのアンケートを読みながら、議会だけではなく、村民もどういうふうな考えを持っているのかと、その上で、またこういうチームをつくる必要性があるというふうに考えておりますので、これは午後からの質問に移らせていただきます。

以上で質問を終わります。

○議長（杉本孝正君） 通告3番、仲井義晶君の一般質問を終わります。

---

#### ◎閉議の宣告

○議長（杉本孝正君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（杉本孝正君） 本日は、これで散会します。

ご苦労さまでした。

(午前 1 1 時 2 4 分)

## 令和 7 年 第 2 回 道 志 村 議 会 定 例 会

### 議 事 日 程 (第 2 号)

令和 7 年 6 月 1 3 日 (金曜日) 午後 2 時開議

- 第 1 報告第 1 号 令和 6 年度道志村一般会計繰越明許費繰越計算書
- 第 2 議案第 4 0 号 道志村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 3 議案第 4 1 号 令和 7 年度道志村一般会計補正予算 (第 1 回)
- 第 4 議案第 4 2 号 令和 7 年度道志村介護保険特別会計補正予算 (第 1 回)
- 第 5 議案第 4 3 号 道志村各種委員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第 4 4 号 道志村の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 請願第 2 号 「当面、消費税一律 5 パーセントへの減税を求める意見書」の日本政府への提出についての請願
- 第 8 請願第 3 号 「再審法改正を求める意見書」採択に関する請願書
- 第 9 発議第 3 号 閉会中の継続調査について

---

### 出席議員 (9 名)

|     |           |     |           |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1 番 | 山 口 栄 一 君 | 2 番 | 佐 藤 進 君   |
| 3 番 | 長 田 和 夫 君 | 4 番 | 佐 藤 建 蔵 君 |
| 5 番 | 半 田 博 敏 君 | 6 番 | 佐 藤 広 一 君 |
| 7 番 | 仲 井 義 晶 君 | 8 番 | 佐 藤 真 澄 君 |
| 9 番 | 杉 本 孝 正 君 |     |           |

### 欠席議員 (なし)

---

### 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 長 田 富 也 君 教 育 長 半 田 昭 仁 君

|        |       |          |        |
|--------|-------|----------|--------|
| 総務課長   | 菅谷克士君 | 住民健康課長   | 山口かおり君 |
| 産業振興課長 | 山口俊一君 | ふるさと振興課長 | 金子尚章君  |
| 教育課長   | 山口登美君 |          |        |

---

**職務のため議場に出席した者の職氏名**

|        |       |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 佐藤勇樹君 |
|--------|-------|

---

◎開議の宣告

○議長（杉本孝正君） ただいまの出席議員は9名で、定足数に達しております。  
よって、これより会議を開きます。

（午後2時00分）

---

◎議事日程の報告

○議長（杉本孝正君） 本日の議事は、配付してあります日程表第2号のとおりです。

---

◎報告第1号の説明、報告

○議長（杉本孝正君） 日程第1、報告第1号 令和6年度道志村一般会計繰越明許費繰越計算書について、村長より報告がありました。

村当局より報告内容の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 総務課長、菅谷克士君。

○総務課長（菅谷克士君） 報告第1号 令和6年度道志村一般会計繰越明許費繰越計算書については、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、次のとおり調整したので、報告いたします。

2款総務費は、1項総務管理費の公有財産管理事業で99万8,000円を、村民会館（仮）整備事業で、設計変更に係る委託費等で700万2,000円を、道志村民生活応援臨時特別給付金事業で1,546万4,000円を、買い物環境整備事業費で、ローソン道志店の建設工事費等で1億214万2,000円を、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業で給付金等が477万円を、情報通信施設管理費で、電子通信機器の修繕業務で77万円を、3項戸籍住民基本台帳費では戸籍の振り仮名記載の法制化に伴うシステム改修等が1,143万2,000円を、3款農林水産業費は、1項農業費の県営事業負担金事業費で、県営事業で繰越しが生じたため、村負担金相当分の1,840万円を、8款土木費では、2項道路橋梁費で、竹之本地区のり面工事で8,081万8,000円が繰越しとなり、合計で2億4,179万3,000円を繰り越すものです。

以上、令和6年度道志村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告といたします。

○議長（杉本孝正君） 本件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 質疑なしと認めます。

報告第1号 令和6年度道志村一般会計繰越明許費繰越計算書についての報告を終わります。

---

#### ◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉本孝正君） 日程第2、議案第40号 道志村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について議題とします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 住民健康課長、山口かおり君。

○住民健康課長（山口かおり君） 議案第40号 道志村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例は、児童福祉施設の整備及び運営に関する基準並びに家庭的保育事業等の設備及び運営の基準の一部を改正する内閣府令が公布されたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

改正内容につきましては、栄養士免許取得者でなければ受験することができなかった管理栄養士国家資格が、管理栄養士養成施設卒業者については栄養士の免許を取得せずに受験できるようになり、栄養士の資格を持たない管理栄養士が出現するため、食事の提供の特例を定める条文において、管理栄養士を追加するものです。

また、保育現場の質を向上させるため、発足以来一度も改善されていなかった3歳以上児の職員配置基準を改善するため、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型、保育所型事業所内保育事業、小規模型事業所内保育事業において、3歳児の保育士の配置基準を保育士1名当たり児童20人から15人に、4歳児以上の保育士の配置基準を保育士1名当たり児童30人から25人に改正するものであります。

なお、附則において、この条例は公布の日から施行すると定めております。

以上が、道志村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の内容になります。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（杉本孝正君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 討論なしと認めます。

これより議案第40号について採決いたします。

お諮りします。

本案件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 異議なしと認めます。

よって、議案第40号 道志村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定いたしました。

---

#### ◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉本孝正君） 日程第3、議案第41号 令和7年度道志村一般会計補正予算（第1回）について議題とします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 総務課長、菅谷克士君。

○総務課長（菅谷克士君） それでは、議案第41号 令和7年度道志村一般会計補正予算（第1回）につきまして説明いたします。

令和7年度道志村一般会計補正予算（第1回）につきましては、第1条歳入歳出予算で、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,691万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億2,888万6,000円とするものです。

補正予算の主な内容についてご説明させていただきます。

まず、歳入につきましては、11款地方交付税で、地域活性化企業人に係る特別交付税884万9,000円を増額、14款国庫支出金は、総務費国庫補助金で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で985万円増額する一方、土木費国庫補助金で道路メンテナンス事業補助金が6,808万2,000円減額となるなど5,816万9,000円の減額、15款県支出金は、教育費県補助金で、

やまなし教育創造推進事業費補助金と参議院議員選挙委託費で増額し、426万4,000円の増額、18款繰入金は、財政調整基金からの繰入金が505万円の増額、道志村公共施設整備等事業基金から898万8,000円が増額となり、1,403万8,000円の増額、21款村債は、過疎対策事業債で充当事業の変更により3,510万円を減額する一方、緊急自然災害防止対策事業で増額があり2,590万円の減額となり、総額5,691万8,000円の減額となります。

次に、歳出につきましては、2款総務費は、6月にオープンしたローソン道志店の裏斜面落石防止網設置工事で750万円の増額、定額減税による調整給付金事業で985万円の増額、地域活性化企業人委託費の増額、情報通信施設管理事業費で242万円の増額、道志村議会議員補欠選挙執行経費で193万5,000円の増額などで3,227万4,000円の増額、3款民生費は、介護保険特別会計への操出金が44万円の増額、8款土木費は、道路新設改良事業費で924万円増額する一方、橋梁維持事業では事業の見直しにより1億315万5,000円が減額となるなど9,319万5,000円の減額、9款消防費は、防災無線の修繕費で76万9,000円の増額、10款教育費は、やまなし教育創造推進事業費で270万円の増額などで279万4,000円増額され、総額では5,691万8,000円の減額となります。

次に、第2条地方債補正につきましては、過疎対策事業費で3,510万円の減額、緊急自然災害防止対策事業債では920万円の増額となっております。詳細については、第2表地方債補正のとおりでございます。

以上が、令和7年度道志村一般会計補正予算（第1回）の内容となります。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（杉本孝正君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 討論なしと認めます。

これより議案第41号について採決いたします。

お諮りします。

本案件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 異議なしと認めます。

よって、議案第41号 令和7年度道志村一般会計補正予算（第1回）については、原案のとおり決定しました。

---

#### ◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉本孝正君） 日程第4、議案第42号 令和7年度道志村介護保険特別会計補正予算（第1回）について議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 住民健康課長、山口かおり君。

○住民健康課長（山口かおり君） 議案第42号 令和7年度道志村介護保険特別会計補正予算（第1回）についてご説明いたします。

補正につきましては、第1条において、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ44万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,166万9,000円とするものであります。

主な補正内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、6款繰入金44万円を増額するものです。

歳出につきましては、1款総務費44万円を増額するものです。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（杉本孝正君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 討論なしと認めます。

これより議案第42号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 異議なしと認めます。

よって、議案第42号 令和7年度道志村介護保険特別会計補正予算（第1回）は、原案のとおり決定しました。

---

#### ◎議案第43号、議案第44号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉本孝正君） 日程第5、議案第43号 道志村各種委員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例、日程第6、議案第44号 道志村の議会の議員及び長の選挙における選挙活動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についての2案件を一括議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 総務課長、菅谷克士君。

○総務課長（菅谷克士君） それでは、議案第43号 道志村各種委員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正に伴い、選挙長等の報酬額が見直されることから、選挙執行経費基準法第14条第1項に規定する選挙の執行に従事する者の報酬額に合わせるよう条例の改正を行うものです。

改正の内容は、別表第1中、選挙長、管理者の項中1万800円を1万2,200円に改め、投票管理者の項中1万2,800円を1万4,500円に改め、期日前投票管理者の項中1万1,300円を1万2,800円に改め、選挙立会人、開票立会人の項中8,900円を1万100円に改め、投票立会人の項中1万900円を1万2,400円に改め、期日前投票立会人の項中9,600円を1万900円に改めるものです。

なお、附則で、この条例は公布の日から施行すると定めています。

また、附則第2条から第5条については、当該条例を引用している各種条例について改正を行うものです。

次に、議案第44号 道志村議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

最近の物価高騰に鑑み、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に関し、各種公営に要する経費の限度額を引き上げる公職選挙法施行令の一部を改正する政令が6月4日に公布されました。この改正に伴い、本村の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラ等に係る公費負担の限度額を改定するため、所要の改正を行うものです。

改正の内容は、第4条第2号ア中の選挙運動用自動車の借り上げ料の限度額を1万5,800円から1万6,100円に改め、同号イ中の選挙運動用自動車の燃料を7,560円から7,700円に改め、第8条中の選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価を7円51銭から8円38銭に改め、第11条中の選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価を2,500円から8,910円に改正するものです。

なお、附則で、この条例は公布の日から施行すると定め、この条例の施行の日以降、期日を告示される選挙について適用されるものであります。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（杉本孝正君） 2案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 質疑なしと認めます。

次に、2案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 討論なしと認めます。

これより議案第43号、議案第44号の2案件について採決いたします。

お諮りします。

2案件について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 異議なしと認めます。

よって、議案第43号 道志村各種委員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例、議案第44号 道志村の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についての2案件は、原案のとおり決定しました。

---

#### ◎請願第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉本孝正君） 日程第7、請願第2号 「当面、消費税一律5パーセントへの減税を

求める意見書」の日本政府への提出についての請願について議題といたします。

本案件については、今定例会にて総務文教常任委員会に付託され、会議規則第40条の規定により、報告書が委員長より提出されておりますので、審議結果の報告を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 総務文教常任委員長、佐藤建蔵君。

〔総務文教常任委員長 佐藤建蔵君 登壇〕

○総務文教常任委員長（佐藤建蔵君） 請願第2号 「当面、消費税一律5パーセントへの減税を求める意見書」の日本政府への提出についての請願について。

今回の請願は、現在の深刻な経済情勢を踏まえ、国民生活の地域経済を守るため、非常に重要な提案であります。特に、急激な物価高騰やコロナ禍における経済的打撃が続く中で、多くの住民や事業者が負担増に苦しんでいる状況を鑑みれば、この請願の採択は喫緊の課題解決策として意義深いものであります。

まず、国内外の経済環境は依然として不安定さを増しており、アメリカによる関税政策や世界的なインフレ傾向が日本経済にも大きな影響を及ぼしております。これらの要因により、物価高騰は家庭の暮らしだけでなく、中小企業を中心とした事業活動にも深刻なダメージを与えております。

東京商工リサーチの調査結果からも、中小企業が賃上げできない理由として、物価高騰とコスト増加分を価格転嫁できないことが挙げられており、多くの事業者が売上減少や利益圧迫と直面しております。また、新たに開始された消費税インボイス制度は、小規模事業者や非課税事業者への負担増となり、価格競争力低下により経済圧迫を招いております。

こうした状況下では、人件費や原材料費など付加価値への課税負担が重なる一方で、そのコスト増分を商品、サービス価格への転嫁ができず、多くの事業者が苦境に立たされております。このような背景から、当面、消費税率を一律5%へ引き下げることが、最も効果的かつ迅速な対策になることと考えております。

以上のことを考慮し、総務文教常任委員会では、審議した結果、本請願は道志村議会として積極的に採択すべき重要案件であることから、全会一致で採択することを決定いたしました。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長（杉本孝正君） 以上で、総務文教常任委員長の報告が終わりました。

本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 討論なしと認めます。

これより請願第2号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

請願第2号について、委員長の報告は採択です。

請願第2号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（杉本孝正君） 起立多数。

したがって、請願第2号 「当面、消費税一律5パーセントへの減税を求める意見書」の日本政府への提出についての請願については、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

---

### ◎請願第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉本孝正君） 日程第8、請願第3号 「再審法改正を求める意見書」に関する請願書について議題といたします。

本案件についても、今定例会にて総務文教常任委員会に付託されており、会議規則第40条の規定により、報告書が委員長より提出されておりますので、審査結果の報告を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 総務文教常任委員長、佐藤建蔵君。

〔総務文教常任委員長 佐藤建蔵君 登壇〕

○議長（杉本孝正君） 請願第3号 「再審法改正を求める意見書」採択に関する請願について。

本請願の目的は、再審制度の抜本的な改正を促進し、冤罪被害者の救済と司法の公正性向上を実現することです。具体的には、証拠開示制度の整備や再審請求手続の透明化・迅速化、不服申立ての規定の見直しなど、制度改正に必要な具体策を推進し、国民や関係者の理解と

支持を広げることにあります。

近年、日本国内では、冤罪事件が明らかになり、その救済処置として、再審制度の重要性が高まっております。しかしながら、現在の法では、証拠開示ルールや不服申立てへの規定が不十分であり、多くの冤罪事件では長期化や二次被害が生じております。特に、袴田事件など長期未解決事件例では、制度改革の必要性が強く示されております。

全国各地での地方議会や弁護士会でも、再審法改正を求める意見書採択が進む一方で、法務省は慎重姿勢を崩しておらず、国民・議会・専門家としての連携による働きが急務となっております。

請願内容は以下のとおりです。

1、証拠開示制度の義務づけ、捜査機関保有証拠について裁判所への積極的な開示義務規定を設け、冤罪防止と真実解明を促進。

2、再審請求手続の簡素化と迅速化、手続規定を整備し、不必要な長期化や裁判官、検察官による不当な妨害行為を排除。

3、不服申立ての規定や見直し、再審開始決定後に検察による不服申立て禁止事項導入により、一度認めた疑いについて、速やかな裁判継続と確定判断への誘導。

4、司法手続全体への市民理解促進、公開性・透明性向上策として、情報公開システム整備や啓発運動展開。

これらの制度改革により、冤罪被害者救済までの問題、時間短縮、裁判所により公平・適正な判断力向上、捜査段階から証拠隠蔽や捜査リスクの低減、国民信頼度向上へ司法制度への信頼回復、地域社会における人権意識啓発と司法参加意識の醸成など、多目的な効果が期待されております。

また、この提案は全国的な運動とともに連動しており、国民・議会・専門家としての協働により実現可能が高まります。特に地方自治体としても、人権尊重と公正司法推進という役割から、積極的に取り組むべき課題であります。

以上の理由により、提出された請願について、総務文教常任委員会において審議した結果、全会一致で採択することを決定いたしました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（杉本孝正君） 以上で、総務文教常任委員長の報告が終わりました。

本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 討論なしと認めます。

これより請願第3号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

請願第3号についての委員長の報告は採択です。

請願第3号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（杉本孝正君） 起立多数。

したがって、請願第3号 「再審法改正を求める意見書」に関する請願書は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

ここで議事の都合により、暫時休憩いたします。

（午後2時32分）

---

○議長（杉本孝正君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

（午後2時33分）

---

#### ◎日程の追加

○議長（杉本孝正君） お諮りします。

先ほど、会議規則第14条第3項の規定に基づき、総務文教常任委員長より、発委第1号 当面、消費税一律5%への減税を求める意見書（案）について、及び発委第2号 再審法改正を求める意見書（案）についての2案件が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2として、日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 異議なしと認めます。

よって、日程の順序を変更し、追加日程第1、追加日程第2について、直ちに議題とすることに決定しました。

---

◎追加日程第1 発委第1号の上程、説明、採決

○議長（杉本孝正君） 追加日程第1、発委第1号 当面、消費税一律5%への減税を求める意見書（案）について議題といたします。

総務文教常任委員長より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 総務文教常任委員長、佐藤建蔵君。

〔総務文教常任委員長 佐藤建蔵君 登壇〕

○総務文教常任委員長（佐藤建蔵君） 当面、消費税一律5%への減税を求める意見書について。

地方自治法第99条及び会議規則第14条の規定により、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、法務大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣に対し、当面、消費税一律5%への減税を求めることに関する別紙意見書を提出する。

令和7年6月13日。

提出理由として、急激な物価上昇が国民生活を圧迫し、コロナ禍による回復も難しい中、事業存続の危機が高まっております。特に中小企業は、物価高騰やコスト増加により賃上げが難しく、受注の先行きの不安が大きい課題となっております。

消費税の負担が重く、赤字でも納税を迫られる事業者が増加しております。公租公課倒産も増加しております。消費税率を一律5%に引き下げること、事業者の負担軽減や賃金引上げにつながることを考えております。

また、2023年10月から、消費税インボイス制度により、小規模事業者がさらに厳しい状況に置かれております。

これらの理由から、道志村議会に対し、国会及び政府に消費税一律5%の減税を求める意見書を提出するよう要請しております。

詳細につきましては、配付してある意見書（案）をご覧ください。

以上、審議をよろしくお願いいたします。

○議長（杉本孝正君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 質疑なしと認めます。

本案件については、討論及び委員会付託を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 異議なしと認めます。

よって、発委第1号は討論及び委員会付託を省略することに決定しました。

これより採決いたします。

発委第1号について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 異議なしと認めます。

よって、発委第1号 当面、消費税一律5%への減税を求める意見書（案）については、原案のとおり決定し、追って意見書を関係機関に送付いたします。

---

## ◎追加日程第2 発委第2号の上程、説明、採決

○議長（杉本孝正君） 追加日程第2、発委第2号 再審法改正を求める意見書（案）について議題とします。

総務文教常任委員長より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 総務文教常任委員長、佐藤建蔵君。

〔総務文教常任委員長 佐藤建蔵君 登壇〕

○総務文教常任委員長（佐藤建蔵君） 再審法改正を求める意見書（案）について。

地方自治法第99条及び会議規則第14条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣に対し、再審法改正を求めることに関する別紙意見書を提出する。

令和7年6月13日提出。

提案理由として、冤罪は国家による重大な人権侵害である。その被害者の救済は、人権を重視する国や地方自治体にとって重要な課題です。

現在、冤罪被害者を救済するための制度として再審があります。刑事訴訟法には再審請求の手続の審理に関する具体的な規定が不足しており、裁判所の裁量に依存しております。このため、再審請求手続の進行が裁判官によって異なり、公平性が損なわれております。

特に、再審における証拠開示の問題が重要です。過去の冤罪事件では、捜査機関が保有する証拠が再審段階で明らかになり、被害者救済の大きな要因になっております。

しかし、現行法では証拠の開示を義務づける明文規定がなく、裁判官や検察官の判断によ

って、開示の範囲に差が生じております。この格差を是正するためには、証拠開示のルールを定めた法律の制定が必要であります。

さらに、再審開始決定に検察官が不服申立てを行う事例が多く、被害者の迅速な救済が妨げられております。再審開始規定は裁判をやり直すことを決定するものであり、無罪・有罪の判断は再審公判で行われるため、速やかに公判に移行すべきです。したがって、検察官の不服申立ての禁止の必要があります。

以上の理由から、再審法の改正として、1、再審請求手続における手続規定の整備、2、再審請求手続における証拠開示の制度化、3、再審開始決定に対する検察官による不服申立ての禁止、ただいま申し上げた事項について、道志村議会では政府に対し、再審法改正について強く要望することが必要であるため、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣に対し、再審法改正を求める意見書を提出するものであります。

詳細につきましては、配付してある意見書（案）をご覧ください。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（杉本孝正君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 質疑なしと認めます。

本案件については、討論及び委員会付託を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 異議なしと認めます。

よって、発委第2号は、討論及び委員会付託を省略することに決定しました。

これより採決いたします。

発委第2号について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 異議なしと認めます。

よって、発委第2号 再審法改正を求める意見書（案）については、原案のとおり決定し、追って意見書を関係機関に送付いたします。

---

#### ◎閉会中の継続調査について

○議長（杉本孝正君） 発議第3号 閉会中の継続調査についてを議題といたします。

本件は、お手元に配付してありますとおり、各常任委員長、議会運営委員長から、閉会中の所管事務等の継続調査及び委員会活動を推進するため、研修等実施の申出がありました。  
お諮りします。

各常任委員長、議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の所管事務等の継続調査及び研修等実施に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長、議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の所管事務等の継続調査及び研修等実施に付することに決定しました。

以上で議事は全て終了しました。

---

#### ◎村長挨拶

○議長（杉本孝正君） 閉会に当たり、長田村長から挨拶をお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（杉本孝正君） 村長、長田富也君。

〔村長 長田富也君 登壇〕

○村長（長田富也君） 令和7年第3回道志村議会6月定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆さんにおかれましては、6月10日の開会から本日まで、慎重かつ熱心にご審議を賜り、全ての案件をご承認いただき、誠にありがとうございました。

さて、3月議会定例会の一般質問でもお答えしたとおり、私はこのたびの任期をもって村長職を辞するとしております。3期12年間の長きにわたり、村長という職務を全うできたことは、議員各位及び役場職員、そして何より、私をご支援くださいました多くの村民の皆様の支えがあったからだと感謝しております。

また、私の公約の1丁目1番地でありました県道都留道志線の防災トンネルの建設について、山梨県の長崎知事には村の現状をご理解いただき、事業化に向けてご努力されていますことに、心より感謝しているところでございます。

振り返ってみますと、私が村長を志したのは、未来を担う子供や孫たちにふるさと道志村を受け継いでいき、そして、村民の皆さんが今よりも暮らしやすく、幸せを感じてもらえることを願って、一生懸命に取り組んできた12年間でありました。

その間、事業の推進に困難な場面もありましたが、その都度、関係各位のご理解とご協力をいただきながら、公約の達成に努力してまいりました。

令和5年からは、道志村では初めてとなる山梨県町村会長の職務を2年間務めさせていただき、関東や全国の町村会長の皆様とお会いする機会が増え、村政運営を行っていく上での視野が全国に広がったことは大きな収穫となりました。

これまで、議員の皆さんとは、様々な場面で意見を取り交わしてまいりましたが、お互い立場は違えども、ふるさと道志村を思う気持ちは共通しているものと思いますので、議員の皆さんにおかれましては、これからも村政発展のため、ご協力賜りますようお願いいたします。

終わりに、議員の皆さんのますますのご健康とご活躍を、そして何より村民の皆さんが幸多からんことを願い、定例会閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

---

#### ◎閉議の宣告

○議長（杉本孝正君） これで本日の日程は全て終了しましたので、本日の会議を閉じます。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（杉本孝正君） これをもって、令和7年第3回道志村議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午後2時49分）

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和     年     月     日

議     長

---

署名議員

---

署名議員

---